

# 飼育動物診療施設の管理者の遵守事項について

(獣医療法第5条、獣医療法施行規則第3条)

- ・ 飼育動物診療施設には、獣医師を管理者として置かなければなりません。
- ・ 管理者は、その飼育動物診療施設において、施行規則第3条に定められた以下の事項について、適切に管理しなければなりません。
- ・ 管理者は、責任の所在を明確にする観点から、1人であり、かつ、診療時間中は当該診療施設に常勤することが適当と考えられています。
- ・ 往診診療者等においては、施行規則第4条で定める覚醒剤原料、麻薬及び向精神薬、エックス線装置を所有する又は借り受ける場合に、管理者を置かなければなりません（以下の4～7が該当。6は調剤設備を持つ場合。）

管理者の遵守事項	
1	飼育動物の収容設備に、収容可能な頭数を超えて収容しないこと。
2	収容設備でない場所に、飼育動物を収容しないこと。
3	飼育動物の逸走防止のために必要な措置を講じること。
4	「覚醒剤取締法」、「麻薬及び向精神薬取締法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定に違反しないよう、必要な注意をすること。 ※診療施設における覚醒剤原料、麻薬、向精神薬、毒薬、劇薬の適正な取扱い
5	常に清潔を保つこと。
6	採光、照明及び換気を適切に行うこと。
7	放射線に関し遵守すべき事項（施行規則第7条～第20条）のため必要な措置を講じること。
	【参考】施行規則第7条～第20条のうちエックス線装置に関する遵守事項（概要）
	① エックス線装置
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 装置の防護</li><li>・ 使用場所の制限（原則エックス線診療室内。それ以外で使用する場合は必要な防護措置を講じる。）</li><li>・ 装置の定期検査、記録の5年保存</li><li>・ 1週間当たりの延べ使用時間の記帳（1年ごとに閉鎖）、閉鎖後3年保存</li><li>・ 事故発生時の放射線障害防止措置、知事及び市町村長への報告、記録の5年保存</li></ul>
	② エックス線診療室等
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ エックス線診療室の目立つ場所への放射線障害防止に必要な注意事項の掲示</li><li>・ 管理区域（外部放射線の実効線量が1.3mSv/3カ月を超える恐れのある場所）の標識及び必要でない者の立入制限措置</li><li>・ 敷地の境界等における防護</li><li>・ 放射線障害が発生するおそれのある場所の測定、記録の5年保存</li></ul>
	③ エックス線診療従事者
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外部被ばく防止</li><li>・ 外部被ばく線量測定、実効線量及び等価線量の記録及び5年保存</li><li>・ 外部被ばく防止のための必要事項（撮影時の適切な遮蔽・距離・時間・保定、エックス線診療室入口への使用中の表示）の遵守</li><li>・ 教育訓練及び研修（初めて管理区域に立ち入る前、その後は年1回）、それらの実施記録（1年ごと閉鎖）、閉鎖後5年保存</li></ul>